

「世田谷区住居等の適正な管理による良好な生活環境の保全に関する条例」(案)
及び施策について

(付議の要旨)

いわゆる「ごみ屋敷」対策として、「世田谷区住居等の適正な管理による良好な生活環境の保全に関する条例」(案)及び施策について取りまとめたので報告する。

1 主旨

いわゆる「ごみ屋敷」対策に関しては、条例素案について、平成27年9月よりパブリックコメントを実施し、区民からさまざまなご意見を頂いたところである。

区民からの意見のほか、区議会、庁内等からの意見もふまえ、このたび、「世田谷区住居等の適正な管理による良好な生活環境の保全に関する条例」(案)及び施策について取りまとめたため報告する。

2 条例案

パブリックコメント及び庁内意見等をふまえ、条例素案を修正し、条例案を作成した。内容については、別紙1のとおり。

3 いわゆる「ごみ屋敷」対策における施策について

「ごみ屋敷」解決のため、居住者等への支援、及び地域住民への支援を行う。また、やむを得ない事情等がある場合には、区が代わって必要な措置を行う。詳細については、今後要綱等で定める。

(1) 支援等

○「居住者等への支援」

居住者等が自ら管理不全な状態を解消できるよう、福祉的な支援等について、関係所管と連携しながら、消耗品の支給等必要な支援を行う。

○「地域住民への支援」

片付けにご協力いただく地域住民等に対して、消耗品の支給等必要な支援を行う。

○「医師等との協力」

心身のケアが必要な事例もあることから、医師等と協力し解決を図る。

(2) 措置

○「代行措置」

勧告を行っても改善に結びつかない場合や、居住者等にやむを得ない事情がある場合に、区が代わって必要な措置を行う。原則として、費用負担を居住者等に求めるが、無資力等の場合には費用免除を行う。

○「緊急措置」

地域住民の生活環境への悪影響を看過することができないときは、区が必要な措置を行う。区の責務として行うため居住者等の費用負担は生じない。

4 パブリックコメントの実施結果

(1) 意見提出期間

平成27年9月18日(金)～10月9日(金)

(2) 意見提出状況

ご意見をいただいた人数 49人

合計意見数 58件

(3) パブリックコメントにおける意見・提案の概要と区の考え方 別紙2のとおり

5 今後の予定

平成28年2月10日 環境・空き家等対策特別委員会

(条例案、パブリックコメントの結果報告)

〃 2月15日 区のお知らせ等にパブリックコメントの結果掲載

〃 2月下旬 区議会第1回定例会に条例提案

〃 4月1日 条例施行予定